

西郷村建築関係工事における週休2日促進工事試行要領

制 定 令和6年3月15日

1 目的

本要領は、西郷村が発注及び受託する建築関係工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

(2) 週休2日促進工事

4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。

3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、西郷村が発注及び受託する130万円以上の入札に付す建築関係工事を試行の対象とする。

なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

4 発注方式

次の（１）又は（２）のいずれかによる方式とする。

なお、（２）受注者希望型で一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。

（１）発注者指定型

発注者が週休２日に取り組むことを指定する方式。

（２）受注者希望型

受注者が工事契約後、工事着手前（総合施工計画書提出前）までに週休２日の実施について、監督員（発注者）と協議したうえで取り組む方式。発注者指定型（発注者が週休２日に取り組むことを指定する方式）とする。

5 積算方法等

（１）補正方法

週休２日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。

４週８休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（８日/28日）以上）

1. 05

（２）積算及び変更方法

当初の予定価格から、４週８休以上を前提に（１）により労務費を補正して工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が４週８休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

発注者指定型（または受注者希望型）の対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法

受注者より受領した現場閉所日を記載した実施工程表を基に、現場閉所（現場休息）の実施状況を随時確認する。

8 その他

（１）週休２日促進工事の見える化

仮囲い等に週休２日促進工事である旨を明示する。

（２）適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。

西郷村建築関係工事における週休2日促進工事試行要領の運用

1 用語の定義等（試行要領2関係）

(1) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

ア 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間

オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）

カ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 現場閉所（現場休息）率

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数

÷（工事着手日から工事完成日までの日数 - (1)ア～カの期間）

2 補正対象（試行要領4関係）

(1) 補正の対象とする工事

ア 発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事。

(2) 補正の対象としない工事

ア 取組の結果、4週8休に満たない場合。

(3) 分離発注の場合で、現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、補正の対象とする。

また、発注工事のいずれかが4週8休に満たなかった場合でも、他の発注工事は補正の対象とする。

3 工事費の積算方法（試行要領5関係）

週休2日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「4 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

4 単価の補正方法等（試行要領5 関係）

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）

複合単価を構成する労務単価は、新営工事、改修工事とも表1～3の補正率を乗じて補正する。

改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価の補正は、表4～6の補正率を乗じて補正する。

(3) 見積単価

見積りによる単価については、補正を行わない。

5 対象工事である旨等の明示（試行要領6 関係）

(1) 対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

(2) (1) の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

備 考

本工事は、「西郷村建築関係工事における週休2日促進工事試行要領」を適用する工事である。

本工事の発注方式は発注者指定型（又は受注者希望型）である。

※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。

<特記仕様書の記載例>

「西郷村建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 3 週休2日促進工事 の特記事項欄に

「※本工事の発注方式は発注者指定型（又は受注者希望型）である。」の下に「・当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。」と明記。

(3) 「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「週休2日促進工事（発注者指定型）」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等（試行要領7 関係）

(1) 工事着手前

ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する（ウィークリースタンスの推進）。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

表1 建築工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表2 電気工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表3 機械工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04

左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
撤去	各工種による		
取り壊し		1.03	1.03

※市場単価 (物価資料の緑色のページ部分の単価) : 市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料 (物価資料の緑色以外 (茶色) のページ部分の単価) : 物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15

	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

附 則

この運用は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。